

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その日は翌日)

告示

鳥取県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

◇ 告 示 目 次

生活保護法による医療機関の指定
解除予定の保安林にする旨の通知
保安林の解除予定
米飯提供業者の登録

肥料の登録の有効期間の更新
肥料の登録の失効
臨時教育委員会の招集

指 定 年 月 日 名 称 所 在 地

昭和四十年八月二十八日 清水歯科医院 鳥取市賀露町字灘端一、五〇八の三

八月二十五日 林 原整骨院 西伯郡中山町田中字西屋敷六一六の一

鳥取県告示第四百六十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科名又は業務の種類 開設者名

歯 科 清水 操

柔道整復 林原 誠

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字田後字蹴落五七一―一・五七三―一・五七四―一・字鴨ヶ磯六三七・六四〇・字城原五八三一―一・六一二―一・大字網代字鴨ヶ磯南側三一八・三三三・三三四・三三六・三三八（以上一二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四―四四九(次の図に示す部分に限

る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住所 営業所の所在地

米振第一四八号 昭四〇、八、一六 中村 スイ 中 村 屋 米子市東町六四 住所に同じ。

〳 一四九〳 〳 谷口 好友 みく に 屋 〳 皆生二、〇一三 〳

〳 一五〇〳 〳 若田 定吉 若 松 軒 〳 上後藤二〇〇の一九 〳

〳 一五一〳 〳 福本 文子 白 扇 〳 皆生二、〇五〇 〳

〳 一五二〳 〳 港 ハナ子 司 〳 一、八七一 〳

〳 一五三〳 〳 岡本 鹿子 生 駒 旅館 〳 二、一二五 〳

一四七〇 前田 岩一 菊 水 別 館

鳥取県告示第四百六十八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

登録番号 登録年月日 氏 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

八振第七〇号 昭四〇、八、三〇 河村 輝夫 駐車食堂丸入 八頭郡智頭町大字智頭 住所地に同じ。

鳥取県告示第四百六十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)			生産業者の住所及び氏名
		窒素	リン酸	加里	
鳥取県 第一号	五・四 なたね油かす	五・四二	五・一三	五・三二	東伯郡東伯町浦安一五五 太田 信吉
第二号	五・三 なたね油かす	五・三二	四・一三	五・二二	倉吉市余戸谷三、藤 武夫
第四号	五・五 なたね油かす	五・五二	三・一五	五・三二	東伯郡羽合町久留三二一 山下 忠勝
第五号	五・三 なたね油かす	五・三二	〇・一〇	五・二二	気高郡青谷町三、一五五 田 泰蔵
第一二二二号	五・三 なたね油かす	五・三二	三・一三	五・二二	東伯郡東伯町徳万五〇六 田 中 隆 寿

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一〇〇号	四・九 なたね油かす	四・九二	〇・一〇	〇〇	大栄町由良宿一、八五 吉野 久吉
第九九号	五・二 なたね油かす	五・二二	一・一三	〇〇	倉吉市別所三六二 松井 ちよ子
第九六号	四・五 なたね油かす	四・五二	〇・一〇	〇〇	東伯郡赤碓町光二七五 豊嶋 信文
第九〇号	五・三	五・三二	三・一三	〇〇	三朝町本家二九七の二 山崎 忠信
第八七号	五・三	五・三二	三・一三	〇〇	鳥取市南本寺一四 桑 沢 住美
第七八号	五・三	五・三二	三・一三	〇〇	日野郡江府町江尾一、九七二 の一二 岡田 寛史
第六一号	五・三	五・三二	三・一三	〇〇	八頭郡河原町天神原二五六の 一 坂本 春美
第五二号	五・三	五・三二	三・一三	〇〇	郡家町池田二七七 茂
第四六号	五・三	五・三二	三・一三	〇〇	用ヶ瀬町宮原三七の一 坂本 昇

鳥取県告示第四百七十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年九月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第一〇八号	五・三 なたね油かす	五・三二・三一・三	西伯郡岸本町大殿五四三 吉川 岩子
第一一四号	五・〇 なたね油かす	五・〇二・五一・三	岩美郡岩美町岩井三四五 山口 はる絵
第一一六号	五・六 なたね油かす	五・六二・三一・二	西伯郡中山町塩津八三二 朝倉 潔
第一二四号	五・三 なたね油かす	五・三二・三一・三	気高郡鹿野町鹿野一、六二八 岡田 やす子
第一三一号	八・七 蚕蛹油かす	八・七一・五	米子市旗ヶ崎五七八 日本レイヨン米子工場 工場長 中山 平八郎
第一四五号	五・二 なたね油かす	五・二二・二一・三	米子市道笑町四丁目一 細木 義文
第一五二号	五・二 なたね油かす	五・二二・二一・三	西伯郡会見町市山八八五 岡田 武幸
第一五四号	五・三 なたね油かす	五・三二・三一・三	淀江町淀江二二〇 陶山 義輝
第一六一号	四・五 なたね油かす	四・五二・〇一・〇	岩美郡岩美町大字浦富六五の二 岩美町農業協同組合 組合長理事 松本 脩一
第二三五号	五・〇 なたね油かす	五・〇二・〇一・〇	日野郡日南町多里二六四 倉間 克雄

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第一〇号	五・〇 なたね油かす	窒素全量 五・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	気高郡鹿野町寺内一三七の二 勝谷農業協同組合 組合長理事 泰源 吉
第一二号	〃	五・〇 二・〇 一・〇	日野郡日南町茶屋二、二九五 白根 武治
第一四号	五・一 なたね油かす	五・一 二・二 一・〇	〃 日野町濁谷四〇三 谷内 関壽
第三一号	五・三 なたね油かす	五・三 二・三 一・三	東伯郡北条町弓原三一七 岩也 實
第六〇号	〃	五・三 二・三 一・三	倉吉市西倉吉町一五八の三 米田 実
第六九号	〃	五・三 二・三 一・三	東伯郡赤碓町赤碓八一〇の一 大角 嘉市
第八〇号	〃	五・三 二・三 一・三	八頭郡智頭町木原三〇 佐々木 通元
第八六号	〃	五・三 二・三 一・二	鳥取市久米三一 小林 勘二
第八八号	〃	五・三 二・三 一・〇	〃 行徳三七〇の一 藤井 博
第一三七号	〃	五・三 二・三 一・三	西伯郡西伯町 西伯町農業協同組合 組合長理事 亀尾 忠治
第一五七号	〃	五・三 二・三 一・三	米子市古豊平八五四 中本 武雄
第二三八号	高城麦尿素 配合	窒素全量 一〇・五 りん酸全量 一〇・二 内く溶性りん酸 一〇・二 加里全量 一二・五 内水溶性加里 一二・五	倉吉市越殿町一、四〇八 倉吉市農業協同組合 組合長理事 磯江 義博

第二三九号	五・〇 なたね油かす	五・〇二・〇一・〇	鳥取市東品治町一九の五 鳥取県経済事業農業協同組 合連合会 会長理事 三橋 誠
-------	---------------	-----------	--

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年九月十七日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一 日時 昭和四十年九月二十二日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 教育者表彰について

(2) その他

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】